

「特色ある学校づくり」に関する実践的な検討

伊藤勝博

Proposals for Management in
“Schools with Unique Characteristics”

Katsuhiro ITOH

「特色ある学校づくり」について学習指導要領では、「地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする」と述べている。ただし、その前段には、「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い」とある（学校教育法施行規則、各学年の標準の総授業時数の確保等のこと）。

したがって学校現場では、あくまでも学習指導要領を基準として取り組む考え方と、学校の自主性・主体性が拘束された中での取り組みになると言う批判的な考え方がある。いずれにしても、“一般性・共通性”と“特色性・独自性”をどのように調和させるかが、各学校の課題になっている。

経営上の具体的な課題としては、「多くの足かせがあり、チャレンジしようとしても容易ではない」「人事権、財政権の乏しい校長の苦労が極めて大きく、創意工夫に限界がある」等の意見がある。

そこで、「特色ある学校づくり」（特色ある教育課程の編成）を推進するための基本要件、現状（課題調査、課題の内実）、課題解決の視点に関して、実践的な検討を行う。

はじめに

日本政府による様々な「規制緩和」政策の一環として、「教育の地方分権化」政策や「教育特区」政策が推進している。このことは集権モデルの典型とされた日本の文部行政に歯止めがかけられ、地方教育委員会の裁量権をある程度認めることを意味している。このような動向は、従来の「教育課程」の画一化を開拓する「教育の自由化」であり、地域社会の活性化につながると賛意を表明する意見と、競争原理に基づく市場原理に地域社会や学校教育が踏みにじられるのではないかと危惧を表明する意見との対立を招いている。いずれにせよ、トップ・ダウン式の「教育課程」の編成ではなく、学校を基礎としたボトム・アップ式の「教育課程」の自主的編成が求められ、その編成能力が教師

(管理職) の重要な資質になっていると考えられる。

21世紀の学校づくりとは、それぞれの学校で、その学校にふさわしい教育活動を創意工夫して、特色ある学校をつくることである。すなわち、横並びの学校から、特色ある学校への転換である。そのためには、教育課程の基準の一層の大綱化とその運用の弾力化を図ることが肝要である。

1. 基本要件

(1) 教育課程編成

教育課程に関する法規としては、日本国憲法（第26条）や教育基本法（第1条教育の目的）、学校教育法、学校教育法施行規則などがある。また文部科学省は、教育課程の基準として学習指導要領を告示している。

平成10・11年改訂の小・中学校学習指導要領では、各学校が「創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する」ことが奨励され、教育課程編成における学校の裁量が拡大された。「総則」では、「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い児童生徒の人間としての調和の取れた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童生徒の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする」と定められている。また、「児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導進めること」と、合科的な指導等も奨励している。

(2) 時間配分

教育課程編成においては、具体的な教育条件をどのように整えていくかがポイントになるが、その第1の条件が時間配分である。

小・中学校については、学校教育法施行規則において、年間の授業時数の標準が定められている。平成10・11年改訂学習指導要領においては「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、これらの授業を特定の時間に行うことができる」と規定されており、授業時数の「まとめどり」が可能になった。また、1単位時間についても、「各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童生徒の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする」と定められており、弾力的な運用が可能になっている。たとえば、1単位時間を30, 45, 60分などに設定すること、2週間ごとの時間割を作成すること、月や学期ごとに組み替えることなど、様々な工夫が可能である。

(3) 子ども集団の編成

学年や学級といった子どもたちの集団をどう編成するかであるが、教育集団編成にあたっては、まず集団の規模が問われる。また、年齢、性、習熟度、進路など、特定の観点から子どもたちを分類して同質のものを集めようとする場合（等質化原

「特色ある学校づくり」に関する実践的な検討

理)と、できるだけ多様な子どもたちをひとつの集団に編成しようとする場合(異質化原理)がある。さらに、編成した子ども集団については固定的なものにするか、あるいは場合に応じて柔軟に変化させるかについても検討する必要がある。これら子ども集団の編成については、各学校の裁量で決定することができる。

近年注目を集めている集団編成は、習熟度別編成である。習熟度別指導は、「個に応じた指導」の一環として、中学校においては昭和60年改訂学習指導要領において、また小学校においても平成15年12月の一部改正の際に認められることになった。

(4) 教職員の配置

教職員の配置は、学級担任制や教科担任制をとるか、T・T(チーム・ティーチング)を行うか等のことであるが、校長の判断にゆだねられている。また、養護教諭、図書館司書教諭(指導員)、事務職員や用務職員といった教職員との連携も検討することができる。なお、「総合的な学習の時間」において、保護者や地域の人々がゲスト・ティーチャーとして、教育に参加することもできる。

(5) 予算編成(教具、施設・設備)

学校予算の編成に際しては、一般に自治体が校長の意向を聞くためのヒヤリングを行っている。また、一定金額までの予算の執行については、校長の権限で行えるようにすることが定められている。(「特色ある学校づくり」を推進するために、校長の裁量で執行できる予算措置が設定されている。)

なお、自治体には、所定の様式をもって要望を提出させるなど、学校の要請を生かす努力をすることが課せられている。

2. 現状

(1) 課題調査

千葉市内の小学校及び中学校から、それぞれ10校を抽出し、各学校の校長と教務主任の先生方を対象に、次のような調査を行った。(平成18年9月)

- ※ 管理職の代表として校長、一般教員の代表として教務主任に調査を依頼した。
- ※ 調査用紙は、アンケート形式と自由記述を組み合わせたものを(文末資料参照)を用いた。
- ※ 調査用紙に記載していただいた後に、ヒヤリング調査を行った。

調査の項目は、以下の4点である。

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. 学習指導要領のこと | 3. 人事・財政のこと |
| 2. 子ども・地域等の実態のこと | 4. その他のこと |

調査結果

(C、被調査者が回答した自由記述の内容を筆者がまとめたものである。)

1) 学習指導要領に関すること

A 学習指導要領を「基準」にして指導することと学校・教師の独自性をどう調和させるかが課題である。

校長 [小] 5人	教務主任 [小] 4人			
[中] 7人	計 12人	[中] 5人	計 9人	合計 21人

B 国の基準である学習指導要領があり、国の検定をうけた教科書が無償配布される中で、教育の地方化や学校の主体性をどう考えたらよいのか悩むところである。

校長 [小] 4人	教務主任 [小] 3人			
[中] 3人	計 7人	[中] 2人	計 5人	合計 12人

C 特色ある教育活動と各教科・領域との関連性や連携をどのようにとるかが、課題になっている。

校長 [小] 6人	教務主任 [小] 5人			
[中] 7人	計 13人	[中] 8人	計 13人	合計 26人

2) 子ども・地域等の実態に関すること

A 学校や地域の実態に即するということは理解できるが、それに偏りすぎると一般性、共通性が欠如する恐れがあり不安である。

校長 [小] 5人	教務主任 [小] 5人			
[中] 2人	計 7人	[中] 2人	計 7人	合計 14人

B 子どもたちの将来活躍する社会と地域の特性を生かす教育を、どのように関係付けて構成したらよいか思案に苦しむところである。

校長 [小] 0人	教務主任 [小] 1人			
[中] 2人	計 2人	[中] 2人	計 3人	合計 5人

C 各学校によっての環境・実態（物的・人的）が様々であり、特色化に必然性のある学校と多少無理をして新しく特色をつくる学校が存在する。

校長 [小] 1人	教務主任 [小] 2人			
[中] 1人	計 2人	[中] 1人	計 3人	合計 5人

「特色ある学校づくり」に関する実践的な検討

3) 人事・財政に関すること

A 校長・教頭をはじめ教員の在任期が短い中で、学校の特色をどう出すかが問われている。「校長が変われば学校が変わる」というが、この場合には学校の特色、校風、伝統をどう考えたらよいのだろうか。

校長 [小] 7人	教務主任 [小] 3人			
[中] 8人	計 15人	[中] 5人	計 8人	合計 23人

B 外部指導者(講師、補助指導員、ゲストティチャー等)の招聘に関する諸制度(報酬、保険等)が整備されていないので、拡充を図ることに限界と不安を感じる。

校長 [小] 8人	教務主任 [小] 7人			
[中] 5人	計 13人	[中] 7人	計 14人	合計 27人

C 学校裁量(校長決済)の予算が少ない中では、実態に即した独自性のある教育活動を展開しにくい。また、特色化のための裁量を申請しても、総額が増えるわけではないので、他の予算にしづ寄せを起こすことになる。

校長 [小] 6人	教務主任 [小] 3人			
[中] 8人	計 14人	[中] 4人	計 7人	合計 21人

4) その他のこと

A 学校の特色を生かすことのできる場面(総合的な学習の時間、学校裁量、選択教科、クラブ活動、部活動、学校行事、児童・生徒会活動など)がリストラの対象になっていることが不安である。

校長 [小] 7人	教務主任 [小] 8人			
[中] 6人	計 13人	[中] 9人	計 17人	合計 30人

B 保護者の期待が学力向上に偏っている中で、それと離れた位置での学校の特色がどれだけ支持されているか不安である。

校長 [小] 9人	教務主任 [小] 8人			
[中] 10人	計 19人	[中] 9人	計 17人	合計 36人

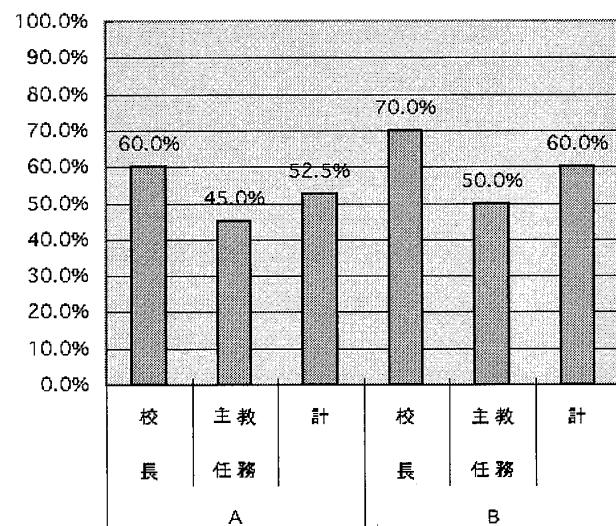
C 特色ある学校づくりには、指導事項の共通理解を図ったり、教材・教具等の準備をすることにかなりの時間を要し、教師の負担が大きい。

校長 [小] 9人	教務主任 [小] 10人			
[中] 8人	計 17人	[中] 9人	計 19人	合計 36人

以上の結果をグラフに示すと、以下のようになる。

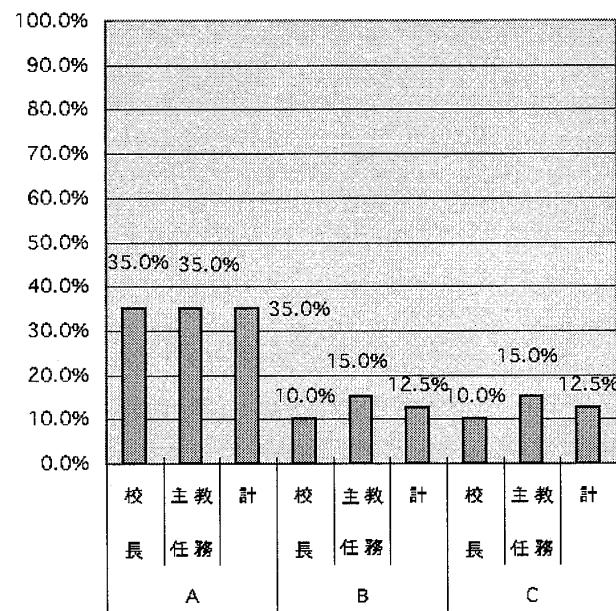
1) 学習指導要領に関すること

A	校 長	60.0%
	教務主任	45.0%
	計	52.5%
B	校 長	70.0%
	教務主任	50.0%
	計	60.0%
C	校 長	65.0%
	教務主任	65.0%
	計	65.0%



2) 子ども・地域等の実態に関すること

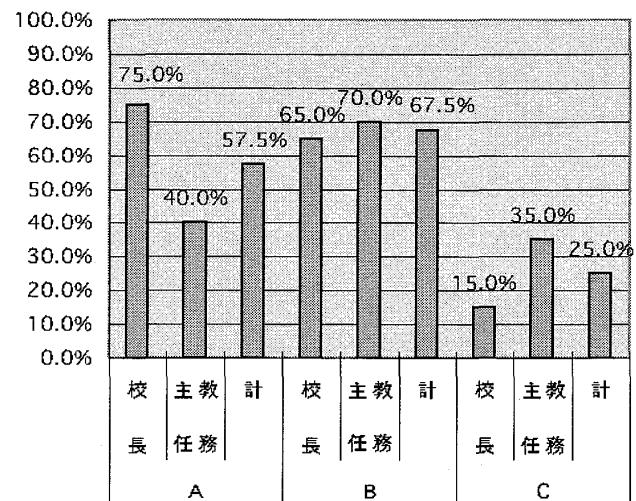
A	校 長	35.0%
	教務主任	35.0%
	計	35.0%
B	校 長	10.0%
	教務主任	15.0%
	計	12.5%
C	校 長	10.0%
	教務主任	15.0%
	計	12.5%



「特色ある学校づくり」に関する実践的な検討

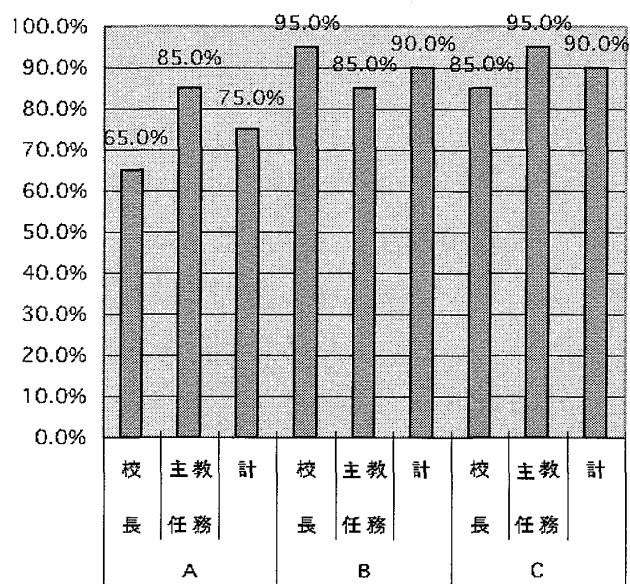
3) 人事・財政に関すること

A	校 長	75.0%
	教務主任	40.0%
	計	57.5%
B	校 長	65.0%
	教務主任	70.0%
	計	67.5%
C	校 長	70.0%
	教務主任	35.0%
	計	52.5%



4) その他のこと

A	校 長	65.0%
	教務主任	85.0%
	計	75.0%
B	校 長	95.0%
	教務主任	85.0%
	計	90.0%
C	校 長	85.0%
	教務主任	95.0%
	計	90.0%



(2) 課題の内実

以下、調査によって明らかになった課題について、項目ごとにヒヤリングの内容を含めながら、その内実について述べていきたい。

1) 学習指導要領のこと

① 学校教育法施行規則第24条の2別表1において「小学校の各教科等の年間標準授業時数」、また第54条別表2において「中学校の各教科等の年間標準授業時数」が定められている。すなわち、各教科等の年間標準授業時数の縛りがある中で、学習指導要領に「日課表や時間割を各学校が創意工夫を生かして編成できるようにするなど1単位時間や授業時数の運用の一層の弾力化を図る」と謳われている。

このように「足かせ」がある条件下で、学校や教師の独自性を發揮することには限界があると考えられる。その結果、どこの学校も大同小異の「特色ある学校づくり」になるのではないか。小・中学校の過半数の校長は、このことを問題視している。

② 各教科・領域において「特色ある学校づくり」との関連性・連携を考慮した授業を展開することは、授業時間の確保の面から「基礎・基本の確実な定着」や「教育の質の保障」等に支障を及ぼすことが懸念される。このことについて、60.0%の校長と教務主任が不安を抱いている。

2) 子ども・地域等の実態のこと

① 身近な素材の教材化は、子どもに興味・関心を抱かせ、教育効果を期待することができる。したがって、学校や地域の実態・特質に即した、あるいは特性を生かした「特色ある学校づくり」は有効である。ところが、それに偏りすぎると各教科・領域の内容の一般性・共通性が欠如する恐れがあり、そのことに対し、中学校よりも小学校の校長と教務主任の半数が不安を感じている。

② 地域の特性を生かす教育は、その地域に限定された独特の文化に関わる傾向が強い。たとえば、和太鼓関係で「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し」といった学習活動を展開することは、「生きる力」を育むひとつの要素にはなるだろう。しかし、一人ひとりの子どもにとって、将来活躍する社会との関係付けには距離があると考えられており、思案に苦しんでいる校長・教務主任が12.5%いる。

3) 人事・財政のこと

① 校長のリーダーシップにより「特色ある学校づくり」が推進されることは語るに及ばないが、近年は校長の1校あたりの在職期間が、2~3年であることから、特色化の形を整えるには無理がある。そこで、校長から次の校長へバトンをリレーすることによって結果を出すことになる。しかしながら、この過程が円滑に進む場合

「特色ある学校づくり」に関する実践的な検討

ばかりとは限らず、「校長が変われば学校が変わる」という一面もあり、現実は難航することがしばしばである。実際、このことに校長の75.0%が苦労している。ただし、教務主任や一般教員への影響は差ほど大きくないようである。

- ② 「学校の特色化」を推進するためには、教科指導とは質を異にした知識・技能等が要求され、それは外部指導者の招聘によって補われている。ところが、外部指導者に対する報酬、保険等は各学校が独自で対応しているため、万が一大きな事故が生じたときへの不安を常に抱えているのが実情である。このことに関して、校長・教務主任のそれぞれ65.0%以上が課題意識を持っており、「事故ゼロ」を願っている状況である。
- ③ 一つの事業を立ち上げるには、人・物・金が要るといわれるが、「学校の特色化」に関する予算の裏づけは、十分とはいえない現状が見られる。条例で定められた予算執行にしたがって「学校の特色化」を推進するならば、特色化には程遠い結果になると考えられるため、校長裁量で執行できる予算が組まれているが、その額はあまりにも少ない（20万円以内）。また、「特色ある教育活動」のための予算案（上限300万円）を作成し、それが承認されても、学校配当予算の総額の中で充当することであるから、他の活動予算を削減することにならざるを得ない。すなわち、他の教育活動にしわ寄せが生じることになる。このことを、校長の70.0%は、深刻な問題として捉えている。

4) その他のこと

- ① ヒヤリングによれば、「学校の特色化」についての理解は、校長以下全職員にいきわたっており、なお賛同の声も高い状況である。しかしながら教師の大体は、この教育活動が展開される主な場である「総合的な学習の時間」「選択教科」等が、学力向上等の時間に当てられるのではないかとの不安を抱いているというのが実態である。
- ② 「学校の特色化」について保護者や地域の方々の理解を求めるために広報でのお知らせや公開授業などを実施しているが、保護者の期待は学力向上に傾いているために、多くの教師（90.0%）が、学校や教師の努力が報われないと考えている。
- ③ 「特色ある学校づくり」の推進は、教師個人で取り組む活動より、学校全体あるいは学年といったチームワークによって展開することが多い。そのためには、指導事項の共通理解を図ったり、教材・教具等の準備をしたりするために莫大な時間を要する。その結果、90.0%の教師が、日常的な児童生徒の問題（いじめ、不登校、補充学習等）への対応が手薄になりはしないかとの不安を抱いている。実際、教師の負担は年々増している状況である。

3. 課題解決の視点

(1) 「総合的な学習の時間」の再生

「特色ある学校づくり」を目指すために活用している時間は、すべての学校が「総合的な学習の時間」であるといつても過言ではない。この「総合的な学習の時間」の実施上の問題点は、「義務教育に関する意識調査」などで、・教師の力量や熱意に差があり、指導にはらつきがある・単なる体験活動にとどまっており、教科との関連が不明確で、十分な学力が身についていない・教材作成や打ち合わせなど授業の準備に時間がかかり教師の負担が重いなどが指摘されている。

これらの問題に積極的に対処するため、文部科学省は平成18年度から、総合的な学習の推進事業費を5倍に増額して、「総合的な学習の時間活性化プラン」に取り組んでいる。このプランでは、モデル地域（全国28校）において各学校に教材や人材などの面から支援するための開発研究、また深まりや広がりを確実に作り出していくことのできる質の高い体験、問題解決的な学習の展開方法、なお各教科・領域などの関連付け、評価の充実などを主な研究課題としている。

このことは、総合的な学習のやり方が必ずしも明確ではなかったために設定した活性化プランであると考えられる。教育現場においては、これらの質の高い、効率的なモデルを有効に活用することを勧めたい。

総合的な学習は、教育改革の新しい理念としての「人間力」を調和的に育成していく上で、今後とも、ますます重要な役割を果たしていかなくてはならないものである。

(2) 授業時数の見直し

特色ある教育課程の編成を可能にするために、授業時数の見直しが必要であると考える。言い換えれば、教育課程の現場主義を実現させることである。

一つの提言であるが、各教科の年間授業時数、あるいは週の授業時数を「波形」で示し、地域や学校の裁量に任せることである。たとえば、小学校4, 5, 6年の現行の年間総時数は各945時間であるが、これを945～980時間とするのである。小学校4年国語の現行の年間授業時数は235時間であるが、これを200～280とし、他の教科についても、このように幅を持たせたかたちで示すことである。

現在、小学校では授業時数の「総量規制」に従いながらも、教科間、教科と総合的な学習、教科と領域の間の関連付けを図っている。（合科的指導）中学校においては教科担任制になっているために、教科の「縦割り主義」が強い実態があり、総合的な学習と各教科を関連付けて指導するなどの合科的指導の実践が少ない。しかし、中学校においても小学校の事例を参考にして、合科的・関連的な指導を導入することにより、学習内容の拡充や時間の有効活用を図ることができる。

「特色ある学校づくり」に関する実践的な検討

(3) 土曜日・長期休業日の活用

学校週5日制は、学校・家庭・地域の三者が役割を分担し、それぞれの教育が機能して、ゆとりある教育を行うという前提であった。すなわち、三者が互いに連携し、社会全体で子どもを育していくという考え方である。ところが実態は、この前提がうまく機能しているとは言いがたい状況であると思う。文部科学省の「地域の教育力に関する実態調査報告」（平成18年2月）によれば、・休日一人でテレビを見る、漫画・雑誌を読む（75.5%）・休日、自分の家で過ごす（87.5%）となっている。

学校5日制のもとで子どもたちが休日を有効に過ごすことが期待されていたが、上記の結果を見る限り、現実は期待に反している。また、保護者の過半数（55.6%）が「以前に比べて地域の教育力は低下している」と回答している。これらを見ると、三者役割分担論のうち、家庭や地域の役割が揺らいでいるように考えられる。

そこで、学校週5日制カリキュラムを一部改善し、土曜日や長期休業日をカリキュラムに取り組む形に転換することを提言したい。このことによって、特色ある教育活動をまとまった時期に確保することができる。また、教科等に当てる授業時数をより確保できるので、学力の水準を維持することにもなる。

具体的には、土曜日や長期休業日を活用した学習活動として、次のような事例が考えられる。

a 土曜日を活用した学習活動

社会教育の一環として土曜スクールを実施している例があるが、同様な形態で実験・実習・体験などの学習を集中的に行うことである。ただし、評価を含めた学習活動を行うためには、教員の変則勤務を認めるなど、教員の勤務形態にまで踏み込んだ検討が必要になる。

b 長期休業日を活用した教育活動

サマースクールを通常の学習活動と連動させ、カリキュラムの一部に取り組むことである。教育的な目的は、通常の学習活動を補完することである。具体的な学習としては、補充的学習や発展的学習、総合的な学習の時間等が考えられる。長期休業日を単なる「休業日」とせず、「学習活動日」を設けることによって、有効な休業日になるものと考える。

(4) 小学校英語教育の目的の明確化

文部科学省は、今後とも初等中等教育において「生きる力」の育成や国際教育で「主体性」を育むことを目標にしている。そこで、国際教育として小学校から英語によるコミュニケーション活動を推進しようとしている。

平成4年度から、多くの小学校は週1回程度のALTとの英語によるコミュニケーション活動を実施してきたが、その成果として、①ALT等との対話体験活動によっ

て、子どもたちが外国人とのコミュニケーションに臆さなくなったこと ②英語の音声に対する抵抗感がなくなり、英語でコミュニケーションを図ろうとする意欲が身につくこと等をあげている。これらのことは、日常の日本語会話において、積極的に自己発信する子どもの変容を促しているとも述べている。

このような状況を踏まえると、小学校において、英語教育を学校の特色とする場合、英語を学ぶための「学習活動」と捉えるのではなく、ALTと英語でコミュニケーションを図る体験的「言語活動」を目標とすることが望ましいと考える。なぜなら、このような体験活動は、これまでの日本の小学校における言語教育にはなかつたことであるからである。今後は、国語教育等との接点を重視した教育の推進が期待できる。

なお、人事的な面であるが、英語活動の担当は学級担任が当たるべきであると考える。なぜなら、小学校の教育に関する説明責任は、その学校の担任が果たすべきだからである。担任は指導案の作成から、活動への参加、さらに子どもの評価等も行う必要があるだろう。

ただし、担任が英語のプロになるということではない。教師のプロとして、「英語活動を通して、子どもにどのような資質・能力を育むのか」を常に考えながら、ALTとのT・T指導に取り組むべきである。

(5) 中学校における選択教科の見直し

中教審初等中等教育分科会教育課程部会「審議経過報告」で中学校選択教科に言及しているのは、第2章「具体的な教育内容の改善の方向」の3)「総合的な学習の時間などの改善」である。そこでは、中学校選択教科の現行の第3学年の時間数の例を示し、続けて「創意工夫により生徒に対してその興味・関心・能力・適性等に即した多様な学習の機会を提供している学校も見られる」という但し書きの後に「義務教育に関する意識調査」を取り上げ、「教員が選択教科などで学習内容の選択幅を広げることに賛成は24.3%に過ぎない」という選択教科に批判的な資料を示している。

現行学習指導要領では、「選択教科に充てる授業時数」は、最も多い3学年において105~165単位時間となっている。総合的な学習の時間の70~130単位時間よりも多いだけでなく、理科の80単位時間、社会の85単位時間よりも多く配当され、数学・国語・外国語の105単位時間と比べても、その最低単位時間で同等となっている。すなわち、選択教科の授業時数は、相対的に多すぎると判断されている。

授業時数について「審議経過報告」は、第2章第2節「教育課程の枠組みの改善」の「授業時数の見直し」の項で「国語力や理数教育については、充実が必要であり、全体の見直しの中で、授業時数の在り方についても具体的に検討する必要がある」

「特色ある学校づくり」に関する実践的な検討

としている。このことから、枠外にある選択教科の授業時数及び教科目の削減の可能性は高いだろうとみなされる。

このような背景から、選択教科の授業時数の削減は避けられないものと考えられるが、選択教科は各学校の主体的な判断により生徒の特性等に基づく多様な学習活動を幅広く展開できる貴重な時間であるため、甚だ遺憾である。

各学校が選択教科を展開する際には、学校の教育目標、生徒・地域の実態に即した内容構成であるとともに、「確かな学力」の育成を視野に入れたものであることを期待したい。また、授業形態を学年の枠をはずす等の工夫を凝らし、縮減される時間以上の効果が得られることを望む。

4. おわりに

国としては一定の教育水準を確保し、全国どこの学校においても同じ水準の教育を受ける権利を保障することを目指している。その一方では、教育という営みは、本来的に児童生徒の心身の発達の状況や一人ひとりの特性、学校や地域の実態などに応じて行わなければ効果の上がらないものであるとも述べている。このようなことから、「特色ある学校づくり」が設定されているのである。この二つは、相反するものではなく、基礎基本的な学習内容を確かなものとし、それらを総合的に生かして課題解決する力を育成するという構図になっている。

各学校においては、この趣旨や内容を十分に理解し、校長の責任とリーダーシップのもとで、全教職員が一致協力して教育課程の編成・実施に努めなければならない。なお、「特色ある学校づくり」は、あくまでも子どもたちを対象に計画・実施されるものである。教育の再生が叫ばれる今日、学校、家庭、地域が、それぞれの果たすべき教育の役割を自覚し、「三者の教育の一体化」を推進すべきであると痛感している。

＜参考文献＞

- ・文部省 小学校学習指導要領（2001）東洋館出版社
- ・文部省 中学校学習指導要領（2001）大日本図書株式会社
- ・特色ある教育活動の展開のための実践事例集（2002）文部省
- ・平成16年度第1回特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修（演習用資料）独立行政法人 教員研修センター
- ・教育課程の改革 野原 明著（2006）教育開発研究所
- ・新しい教育課程と学校経営 中野 重人著 東洋館出版社

<資料>

平成18年 月 日

関係各位

千葉敬愛短期大学

伊藤勝博

ご多用の折、誠に恐縮ですが下記の問い合わせにお答えいただきたくお願い申し上げます。
なお、お答えいただきました内容は、教育研究の参考資料として活用させていただき、
他への使用はいたしません。また、個人名・学校名等は一切公表いたしません。

各学校におかれましては、子ども・地域等の実態に即した「特色ある学校づくり」「特色ある教育課程の編成」を推進されていることと思います。しかし、現実には「多くの足かせがあり、チャレンジしようとしても容易ではない。」「人事権、財政権の乏しい校長の苦労が極めて大きく、創意工夫に限界がある。」等のご意見を耳にしております。

このような現状が存在することは否めませんが、教育制度は着実に民主化・地方分権化へと進んでいます。ぜひ、皆さんのご意見をいただき、教育改善の一助にしたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

特色ある学校づくり（特色ある教育課程の編成）を進める上で、お困りのことを
お聞かせください。

※事例と同意見の場合は、□の中にチェックを入れてください。その他のご意見があ
りましたら、□の中にお書きください。

1. 学習指導要領のこと

【事例】

- 学習指導要領を「基準」にして指導することと、学校・教師の独自性をどう調和させるかが課題である。
- 国の基準である学習指導要領があり、国の検定をうけた教科書が無償配布される中で、教育の地方化や学校の主体性をどう考えたらいいのか悩むところである。

「特色ある学校づくり」に関する実践的な検討

2. 子ども・地域等の実態に関すること

【事例】

- 学校や地域の実態に即するということは理解できるが、それに偏りすぎると一般性、共通性が欠如する恐れがあり不安である。
- 子どもたちの将来活躍する社会と地域の特性を生かす教育を、どのように関係付けて構成したらよいか思案に苦しむところである。

3. 人事・財政に関すること

【事例】

- 校長・教頭をはじめ教員の任期が短い中で、学校の特色をどう出すかが問われている。「校長が変われば学校が変わる」というが、この場合には学校の特色、校風、伝統をどう考えたらよいのだろうか。

4. その他のこと

【事例】

- 学校の特色を生かすことのできる面（総合的な学習の時間、学校裁量、選択教科、クラブ活動・部活動、学校行事、児童・生徒会活動など）がリストラの対象になっていることが不安である。
- 保護者の期待が学力向上に偏っている中で、それと離れた位置での学校の特色化がどれだけ支持されるか不安である。